

日本版ベスト・ツーリズム・ビレッジ連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 日本国内のベスト・ツーリズム・ビレッジ（以下「BTV」という。）ネットワーク参画地域間の連携を図り、情報共有及び相互啓発を行うとともに、持続可能な観光の取組の深化に資する活動を共に行うことにより、日本国内のBTVの観光の質及びブランド力の向上につなげ、もってBTVの地域活動に関する日本モデルを構築し、世界に発信するため、日本版ベスト・ツーリズム・ビレッジ連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本国内のBTVネットワーク参画地域が共通で守る理念や規範に関する協議
- (2) 日本国内のBTVネットワーク参画地域が連携して取り組む事項に関する協議
- (3) (1)(2)に基づく連携した施策の実施
- (4) (3)による実施状況の評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する
と

(組織)

第3条 協議会は、日本国内のBTVネットワーク参画地域の長をもって組織する。

- 2 BTVに興味を持つ自治体や観光関連団体等は、事務局に申請することにより、オブザーバーとして協議会に参画することができる。

(役員)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、実務者会議の事務局を担うBTVネットワーク参画地域の長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長代理を指名することができる。
- 5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(名誉会長)

第5条 協議会には、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、協議会の推挙により、会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉会長は、必要により協議会の諮問に応ずるほか、協議会の運営について助言することができる。

(協議会総会)

第6条 協議会は、年に一度総会を開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、日本国内のB T Vネットワーク参画地域の長以外
の出席を求めることができる。

(実務者会議)

第7条 協議会は、第2条に定める事業を実行するため、実務者会議を開催する。

- 2 実務者会議は、各B T Vネットワーク参画地域を代表する者で構成する。
- 3 実務者会議の事務局は、B T Vネットワーク参画地域が年度ごとの輪番制で担うこととする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、世界観光機関 (UN Tourism) 駐日事務所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。